

別表2（第2関係）

（3）応援職員派遣調整事業

1 補助対象	2 補助基準単価等
<p>（1）介護サービス事業所等において、感染者が発生し、職員が不足した場合に、応援職員の派遣を行った介護サービス事業所等</p>	<p>（補助基準単価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員派遣経費（補助対象経費） <p>応援終了後に、感染防止のため職場復帰せず、待機する場合の 手当</p> <p>1人1日につき16千円（14日を限度とする。）</p> <p>※同一法人の介護サービス事業所等への派遣を含む。</p> <p>※応援職員派遣期間中の手当は除く（当該手当は、交付要綱第2（2）介護サービス事業所との連携支援事業の経費に計上のこと。）。</p> <p>（交付額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣法人協力費 <p>派遣した応援職員1人1日につき10千円</p> <p>※対象期間は、派遣期間及び自宅待機期間（待機期間は14日を上限とする）。</p> <p>※派遣法人協力費については、同一法人の介護サービス事業所等への派遣を除く。</p>
<p>（2）応援職員派遣支援の実施にあたり応援職員の派遣を調整した団体</p>	<p>（交付額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣調整協力費 <p>感染発生施設等へ応援職員の派遣を調整した団体への協力費</p> <p>実派遣人数1人につき2千円（10万円を上限とする。）</p>